

1. 在来木造住宅（戸建住宅）における基本構造部分等に係る仕様変更

(1) 木造住宅工事仕様書の仕様変更の見方

この仕様変更は、住宅金融支援機構融資住宅における木造住宅工事仕様書について、昭和25年度の制定から令和元年度までの各改定時における基本構造部分等の「構造の安定性・耐久性・防水性」に係る仕様の変更を示したものである。

なお、当該仕様についてはその時点における標準的な仕様を選択式で示したものであり、当時の建物全てに適用されるものではない。下記にこの変更の見方の例図を示す。

年度	昭和50年代		
	昭和57年(1982)	昭和58年(1983)	昭和59年(1984)
基礎工事	<p>基礎の構造 (適用)</p> <p>〔追加〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎の構造は、次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 布基礎 鉄筋布基礎 土間コンクリート床スラブ組合せ布基礎 <p>※5</p>		
布基礎	<p>構造・寸法</p> <p>〔変更〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造 <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造とする 「軟弱な地盤等」の場合は、鉄筋コンクリート造 立上り高さ <ul style="list-style-type: none"> 地面からの立上り部分の高さは240mm以上 300mmを標準 各部寸法 <ul style="list-style-type: none"> 〔遵守事項〕 埋入深さは地面より120mm以上とし、設計耐力の深さまで掘り下げるとともに、設計地域の凍結深さ以上とする 布基礎の幅は120mm以上 底盤の設置 <ul style="list-style-type: none"> 次の場合は布基礎の下に底盤を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> 多雪区域 一般地2階建て <p>※8</p>		
鉄筋	<p>該当なし</p> <p>※6</p>		
床下換気	<p>〔変更〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 外周部の床下換気孔 <ul style="list-style-type: none"> 外周部の基礎に設置 有効換気面積300cm²以上 間隔5m以内、4mを標準 外周部以外の室内 <ul style="list-style-type: none"> 適切な位置に通風と点検に支障のない寸法の床下換気孔 その他 <ul style="list-style-type: none"> 必ずみ等侵入防止スクリーンは鋼鉄製市場出来品 <p>〔割増仕様〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 外周部の布基礎には有効換気300cm²以上の換気孔を4m以内ごとに設置 必ずみ等侵入防止スクリーン取付 <p>※9</p>		

- ※1 → 昭和47年度以前は、仕様書が現存しその内容が確認できる年度、それ以降の年度は仕様書の改訂年度を示している。
- ※2 → 大分類（主に平成27年度版仕様書における工事種別を標準に分類している。「基礎工事、木工事、木造躯体工事、屋根工事、断熱工事、造作工事、左官工事、内外装工事（タイル張り）、建具まわり工事、設備配管工事」）
- ※3 → 中分類（大分類の工事種別について、部位・部材等別に分類している。）
- ※4 → 小分類（中分類の部位・部材別について、部材寸法・工法等別に分類している。なお、中分類までの分類で記載できる項目は、この小分類を行っていない。
* 造作工事の平成3年度版から平成9年度版の外壁通気措置については割増融資の項目から引用
- ※5 → 前年度と同じ仕様の場合は「→」で表記している。但し、前年度の仕様から一部追加等がある場合は、〔追加〕〔変更〕又は〔削除〕を表記し、その内容を記載している。
- ※6 → 「該当なし」の欄は、その年度当時に該当する仕様についての記載がないことを示している。当初は仕様が記載されていないが後に記載されるようになった場合、当初は仕様が記載されていたが後にその仕様が削除された場合がある。
- ※7 → 下記※8の【遵守仕様】及び※9の【割増仕様】の表記がない仕様は、「標準仕様」を示している。「標準仕様」、「遵守仕様」及び【割増仕様】の表記の区切りは、空白行で分けている。
- ※8 → セル内に【遵守仕様】と表記している事項は、公庫融資を受けるために必要となる技術基準に係る仕

様を表している（昭和 58 年度以降の仕様書から明記）。

- ※9→ セル内に【割増仕様】と表記している事項は、割増融資を受けるために必要となる技術基準に係る仕様である（昭和 54 年度以降の仕様書から明記）。なお、基準金利適用住宅（平成 8 年度版から平成 17 年度版）の技術基準、及び優良住宅取得支援制度（平成 17 年度版以降）の技術基準における金利優遇のための仕様を掲載している箇所は、【割増仕様】の表記を準用している（例：断熱性能（等級 4）など）。また、遵守仕様と同様の仕様の組合せにより割増仕様になる場合は割増仕様となる仕様を記載していない。